

道観構第 22006-12 号
令和 4 年 6 月 15 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

十勝地域:ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」を契機とした観光誘客事業の委託に係る
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

十勝地域:ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」を契機とした観光誘客事業委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 4 年 6 月 22 日(水) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 4 年 6 月 22 日(水) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 4 年 7 月 6 日(水) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 4 年 7 月中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和 4 年 7 月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
地域支援本部地域観光部 担当 : 高橋、佐藤
電話 : 011-231-2900 fax : 011-232-5064
E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

十勝地域：ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」を契機とした観光誘客事業
企画提案指示書

1. 委託業務名

十勝地域：ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」を契機とした観光誘客事業委託業務

2. 事業目的

十勝地域は、エリア内に広大な十勝平野・海・山・森林・河川・湖沼といった多様なフィールドを有し、恵まれた自然環境を生かしたアウトドア体験や食資源が豊富な地域であるが、地域内に観光スポットが点在している。令和3年5月に、北海道で唯一のナショナルサイクルルートとしてトカプチ400が指定されたことを契機に、十勝の地域資源とサイクリングルートを組み合わせたコンテンツを造ることで、十勝地域への誘客と地域内の周遊を促進させること。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

15,000千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、更別村、大樹町、幕別町

《地域連絡先》 十勝総合振興局 商工労働観光課 庄司主事 TEL 0155-27-8538

《メインターゲット：台湾》

《メインターゲット属性：サイクルツーリズム、アウトドアに関心のある20～40歳代及びリピーター》

《事業実施ステップ》

STEP1：サイクルを軸とした商品開発

- ・ワークショップ
- ・モニター招聘(台湾)

STEP2：サイクルツーリズム促進に向けたサービスの機能強化

- ・サイクルステーション位置情報のマップ整備（グーグルマップを想定）

STEP3：商品造成、販売

- ・STEP1, 2 を踏まえた商品造成
- ・OTA への掲載、販売

(1) 滞在コンテンツ造成事業

対応言語：中国語(繁体語)・英語

ナショナルサイクルルートに指定されたサイクリングルート「トカプチ 400」は、十勝の中央部にある帯広市を起終点として、十勝エリアを8の字に結んだ延長 403Km のサイクリングルートであるが、十勝エリア内の回遊性を高めるには、周辺地域への誘導が必要であることから、「トカプチ 400」とその周辺エリアで走行ルートを設定し、食、アクティビティ、提供サービスをセットとしたツアー商品を開発する。

実施にあたっては、参画団体等によるワークショップでツアー商品の検討、作成を行い、台湾からの専門家を招聘したモニターツアーによりその内容を検証する。招聘した専門家からの提言をもとに、課題抽出・改善を行い、商品造成に繋げる。

① ワークショップ

参画団体等（DMO、観光連盟、市町村、専門家等）によるワークショップでツアー商品の検討を実施

【実施回数】1回

【参加人数】20人

② モニター招聘

台湾からの専門家を招聘したモニターツアーによりその内容を検証する。

招聘した専門家からの提言をもとに、課題抽出・改善を行い、商品造成に繋げる。

【実施回数】1回

【対象者】台湾人の専門家（但し、コロナ禍が収束せず渡航制限が解除されない場合は在日台湾人とする）

③ 商品造成

十勝エリア内の回遊性を高めるには、周辺地域への誘導が必要であることから、「トカプチ 400」とその周辺エリアで走行ルートを設定し、食、アクティビティ、提供サービスをセットとしたツアー商品を開発する。

【ツアー造成数】5件

※活用する地域資源

- ・写真映えのする自然景観とアウトドア体験（湖や河川での水辺のアクティビティ、森林での散策や乗馬、熱気球体験等）
- ・アウトドア要素の一つであるサイクリング（田園風景や放牧牛を眺めながらのサイクリング、峠のダウンヒル、森林のファットバイク等）
- ・十勝の食資源と体験（農場での収穫体験、農家レストラン・カフェ、乳製品、そば打ち体験等）
- ・温泉など（植物性モール温泉をはじめ 10 種類以上の泉質がエリア内に点在。アウトドア

サウナやフィンランド式サウナ等)

(2) 受入環境整備事業

サイクルツーリズム促進に向けたサービスの機能強化

観光客、サイクリストの利便性向上に向けたサービス機能を強化する。

① サイクルステーション位置情報のマップ整備 (グーグルマップを想定)

※サイクルステーションとは、サイクリストの方々に向けて、休憩スペース、給水、空気入れ、サイクル情報などを提供する施設

(3) 旅行商品流通環境整備事業

① ターゲットである台湾に強いOTAへ作成したコンテンツの掲載・販売を行う。

【掲載数】 5個

【実施時期】 12～2月

② 旅行会社を招聘して、作成したツアーを商品として取り扱ってもらえるよう、商談を行う。

【実施回数】 1回

【実施時期】 12～2月

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット： ・ワークショップ：開催回数 1回

・モニター招聘：開催回数 1回

・ツアー商品造成 5件

・モニター参加者の提言 10件 (2023年2月、実績報告書から把握)

アウトカム： 造成した商品の予約販売数：売上金額 160件、総額 1,600,000円(海外)
(2023年3月、OTA実績から把握)

参考：造成した商品の予約販売数：売上金額 100件、総額 1,000,000円(国内)

※単価については、5,000円～15,000円の中央値の10,000円とした。

② 受入環境整備事業

アウトプット： ・グーグルマップ上にサイクルステーション位置情報が表示されるよう、
マップを整備 (2023年2月、実績報告書から把握)

・マップ整備件数 20件

アウトカム： ・商品予約者数=160人

・google map UU数 575 (2023年2月、実績報告書から把握)

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット： ・R4に造成した旅行商品の掲載数 5件 (2023年3月、OTA実績から把握)

アウトカム： ・造成した商品の予約販売数：売上金額 160件、総額 1,600,000円(海外)
(2023年3月、OTA実績から把握)

参考：造成した商品の予約販売数：売上金額 100件、総額 1,000,000円(国内)

※単価については、5,000円～15,000円の中央値の10,000円とした。

・掲載旅行商品のPV数=1,150PV(海外)

参考：掲載旅行商品のPV数=1,000PV(国内)

※滞在コンテンツ造成事業と旅行商品流通環境整備事業のアウトカムについて、ターゲット国の入国が解除されない場合は、国内在住日本人への販売も可とする。但し、かかる費用は補助対象外とする。

- (5) 旅行者の混雑や密の低減への対応
サイクルという性質上、基本的に旅行者の混雑や密な状況は生まれにくいですが、必要に応じて適切な対応をとる。
- (6) 事業実施報告書の提出
受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年(2022年)6月22日(水) 17時 参加表明 締切

令和4年(2022年)7月6日(水) 17時 企画提案書 提出期限

令和4年(2022年)7月中旬 企画提案の審査(審査会)

令和4年(2022年)7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和5年3月10日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和4年(2022年)6月22日(水) 17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:m_takahashi@visithkd.or.jp)とするが、以下の

①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載のこと。

(2) 提出期限 令和4年(2022年)7月6日(水) 17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部(担当:高橋、佐藤)

(4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
- ① これまでの事業実績
提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
 - ② 業務実施体制
当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。
 - ③ 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
 - ④ 見積書
企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し人件費を含む金額とする事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例…(1) 滞在コンテンツ造成事業

・ワークショップ	1回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニター招聘	1回	〇〇〇,〇〇〇円
・商品造成	5件	〇,〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

1.2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

1.3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。

- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：高橋、佐藤

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp